

平戸市農業委員会第6回総会議事録

■開催日時：令和元年9月27日（金）9時30分～12時00分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：19人中18人出席 欠席：3番

■推進委員：18人中13人出席 欠席：5番 6番 7番 10番 16番委員

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 空き家に付属した農地の指定について

議案第32号 非農地通知申出について

議案第33号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案第34号 第6回農用地利用集積計画（案）について

議案第35号 第6回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第6回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第6回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今日は小雨がばらつく鬱陶しい天気となりました。令和になった後の天候を見ますと、異常な様相を呈していると感じています。委員の皆さんも農作業に従事しづらい毎日が続いていると思われる方も多いかと思えます。</p> <p>報道を見ますと、若い世代から「地球温暖化が進行し、年を追うごとに気候変動が激しくなっている。」と厳しい指摘を受けています。地球温暖化対策は一朝一夕にできるものではないと思いますが、連綿と続いてきた私たちの生活を守り引き継ぐ決意と行動が重要です。</p> <p>先の台風17号の被害を皆さんも受けておられ、何かと農作業に支障が出ていると思いますが、一方では台風は雨をもたらす気象でもあります。先人たちから受け継がれてきた自然に適応した生活、農業従事という意識を持てば少しは気が楽になるのではないのでしょうか。</p> <p>皆様にはこれからも体調に留意され、農作業等に当たっていただきたいと思います。</p> <p>本日の議題は、議案7件・報告1件であります。委員の皆様には、慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた農業委員は、3番、推進委員につきましても、5番、6番、7番、10番、16番委員、合計6名の委員から欠席の届出、4番委員から遅刻の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なし。」と認めます。 それでは、議事録署名委員に4番、5番委員、書記に事務局職員の事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、9月の会務報告、及び10月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは9月の主な会務報告をいたします。(9月会務報告を報告) 次に10月の行事予定を申し上げます。(10月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、10月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を10月28日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を10月28日午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
<p>会長</p>	<p>■日程第5 議事</p> <p>《報告第9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》</p> <p>次に、「報告第9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書2ページをお願いします。整理番号1番。 貸人、借人は記載のとおりです。貸借農地地目は畑、面積1,526㎡、契約内容については備考欄のとおりです。なお、解約理由は同農地の一部転用にかかる契約内容の見直しによる解約となります。</p>

事務局	<p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、報告第9号を終わります。</p>
	<p>《議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお願いします。議案書3ページ、整理番号1番譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は田で、5,904 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積はなし、所有権移転した後の面積5,904 m²になり、大島地区の下限面積50aはクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>現在譲受人は、原野等において果樹の栽培を行なっており、今回、規模拡大を行なうため農地を取得し、果樹を植えるとのこと。品目はオリーブと聞いております。詳しくは、お手元の農地法第3条調査書をご一読いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>申請農地は繁殖牛農家の方が飼料作物を作っていたことを承知しています。また、今回の農地取得者の方がオリーブ栽培のための購入との説明でしたが、現在も他の土地でオリーブ栽培をしており、その就農日数は年に数えるほどしか見たことありません。</p> <p>最低限の常時農業従事日数が60日程度との記憶ですが、このような条件を満たしているのですか。今後の営農計画の内容がわからないので就農日数の議論もできません。</p> <p>また、この間まで申請農地を賃貸で飼料栽培していた方が土地購入したいとの思いもあったようですが、これらの賃貸契約が破棄され売買となったのですか。もう少し詳細な現状や説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>申請時に何を植えるのかとの問いには、果樹園を栽培予定だと聞きました。取得予定者の方は、大島地区内にオリーブ栽培を営まれておりますので、オリーブ栽培かと推察します。</p>

事務局	<p>また、農業従事日数につきましては取得予定者の方は、大島地区以外にも農地を持っていることから、従事日数は120日ということで60日以上は行っていることを確認判断し申請いただいたところです。</p>
委員	<p>2つ目の質問である賃貸契約にある途中の売買についての回答は？</p>
事務局	<p><u>中山間対象区域の賃貸契約途中の売買の可否については、関係法令を確認しておりませんのでお答えできませんが、所有者または地目作物の変更は、交付金に係ることですので届出が必要となります。いずれにしましても所有者と購入者間での売買合意ができています。</u></p>
委員	<p>私はこの方が現在のオリーブ畑で農作業に従事しているのを見たことがありません。大島分校跡地を借り上げオリーブ畑とし農作業従事する男性が2、3人おられ、分校や他の借上げ地でオリーブ100数十本を植えています。その責任者にオリーブ栽培のことを聞いたところ、オリーブオイルを作るためには20ha なければならないとのことでした。</p> <p>現在、市外の農地所有者が有する農地を地元の畜産、たばこ、ジャガイモ農家等が借り受けて農業をやっているのが現状ですが、今回の農地取得を認め、20ha以上の農地取得をしていくとなると、地元農業者の農地利用が減退してしまう恐れがあります。</p> <p>また、立石氏ではなく従業員が農業従事しているのであれば法人ではないのですか。そこは調べるべきではありませんか。</p> <p>オリーブ栽培に必要な20haもの土地を金力で買い上げられると地元農業者は消滅してしまうのではないかと心配しています。</p> <p>先ほどからの事務局の従事日数の説明では、購入者本人が120日以上と言われたが、実際は雇用された従事者が営農するものではありませんか。そうすると申請内容が違ってくるのでは？そこも含め調査していただきたい。</p>
委員	<p>関連して、今回の案件は市外の従事者なので通勤距離の適否は妥当なのですか？</p>
事務局	<p>佐世保市内から航路を含めて1時間40分程度、距離で40kmであり、この時間・距離よりも以遠の事例を許可認定しています。日帰りできる範囲であることを含め許容の範囲であると判断しました。</p>

委員	<p>申請農地の地目は田となっていますが、単独の田というのはありません。集落的な決まりごとや、取得に関する事前の承諾などはどうなっているのですか？水の管理等もあると思うが周辺の農業従事者は承知しているのですか。</p>
事務局	<p>申請農地は県道沿いに位置しており、道路と反対側に農地はありませんが、周辺は原野化しており孤立した農地の状態になっています。</p> <p>周辺の農業従事者が今回の農地取得に同意しているかは調査していませんが、<u>第3条申請では、今後における地域との協力関係や影響を及ぼさないことを担保する項目はありますが、近隣農業従事者の同意については条件付けしていません。</u></p>
委員	<p>周辺の農業従事者から同意がないことが原因で許可について疑義が生じているのでは？</p>
委員	<p>申請農地はしたからポンプで水をあげて耕作していた所で、周りの水田はない場所に位置しており管理組合等はありません。</p>
委員	<p>佐世保在住のこの方が常時農業従事要件にあたるのかが問題となっていると思います。先ほどから事務局は、申請者は佐世保在住で他地区でも農業に従事していると説明していましたが、詳細はどのような状況ですか。</p> <p>他の委員が行っていたように申請者は法人でなく個人になっていますが。今後、オリーブ栽培を拡大していく際にどのような事業となっていくのかなど今後の営農計画はどうなっているかを調べたほうが良いのではないですか。</p>
事務局長	<p>今回の申請につきましては、代理人からの申請受付の際に内容に不備がないとのことで議案提出したところであります。質疑のうち総会中に、大島分校跡地でのオリーブ栽培の状況、または申請人が法人経営しているのかについては、農林課及び代理人に確認させますのでしばらくお待ちください。</p>
会長	<p>それでは事務局の確認調査が終わるまで暫時休憩といたします。 (15分間休憩)</p> <p>それでは、質疑を再開します。まず、事務局の確認調査について報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>先ほどからの質問にお答えできず申し訳ありませんでした。農林課に確認したところ、申請者は会社経営されている方で農業法人も経営されており、本市以外にも佐世保市で事業されています。</p> <p>詳細な従事日数につきましては代理人と連絡が取れないため確認できませんでした。</p>
事務局長	<p>補足させていただきます。農業従事日数の適正性につきましては代理人に連絡が取れず、記述内容の真偽が確認できませんでした。担当の説明にもありましたように、従事日数以外では要件を満たしている状況です。再申請等の手続に時間を要する関係で、次回総会までの継続審議でお願いできませんでしょうか。</p>
会長	<p>委員の皆さん。事務局長から提案がありました。本議案については常時農業従事要件に関する記述内容が、現状と照らした際に乖離している状況にあり、記述している常時農業従事日数には将来的に見ても見込みがないとの意見から、再調査を行い次回総会への継続審議としますがよろしいですか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」については次回総会までの継続審議とします。</p> <p>《議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、整理番号 1 番、2 番について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番です。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりとなっています。申請農地地目は田で 615 m²、用途としては、太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由としては、太陽光発電施設設置のため。契約については 20 年間の賃貸借で行います。</p> <p>次に整理番号 2 番です。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。申請農地地目は畑 253 m²、外 1 筆、計 499 m²、用途としては、住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としては住宅建築のため。契約については、所有権を贈与で行います。なお、平成 26 年 11 月、農業振興地域整備計画の変更が行なわれており、農用地区域の除外が行なわれております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

会長	事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。
委員	<p>議案 30 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>9 月 17 日午後 2 時 30 分頃から南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、耕作はしておりませんが、自己管理をされている状態でありました。申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。雨水については、自然流下及び水路に放流するとのことでした。</p> <p>申請地周辺の農地は、現在、耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>なお、隣接地権者等へは説明し同意を得ているとのこと。また、地域での説明も行なったことで、地元の方も理解し、承諾しているように思われましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>議案 30 号整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>9 月 17 日 午前 9 時 30 分頃時から田平地区農業委員、推進委員、申請代理人と事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、一部耕作が行なわれていない農地でありました。</p> <p>申請人は、平戸市内に住宅建設を検討しているとのこと、住宅建設用地は市道にも面しており、生活排水は合併浄化槽を設置、雨水についても配管により、道路側溝へ放流する計画でした。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 30 号中整理番号 1 番、2 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
会員一同	「異議なし。」

会長	<p>異議なしと認め、議案第 30 号整理番号 1 番 2 番を原案のとおり決定いたします。次に、整理番号 3 番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、10 番委員の退席を求めます。</p> <p>(10 番委員の退席)</p>
事務局	<p>それでは、事務局から整理番号 3 番について説明を求めます。</p> <p>議案書 4 ページ 整理番号 3 番です。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。申請農地地目は畑 1,289 m²、用途としては、太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由としては、太陽光発電施設設置のため。契約については、所有権を売買で行います。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>議案 30 号整理番号 3 の補足説明を行ないます。</p> <p>9 月 17 日午前 11 時頃から北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。申請地は、現在、耕作されておらず、雑草等が生い茂っている状態でありました。</p> <p>申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。雨水については、自然流下及び素掘りの側溝及び溜め枡を設け、下部へ一気に流れないようにするとのことでした。</p> <p>申請地周辺の農地は、現在、耕作されておらず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>それでは質疑を終結し、議案第 30 号中整理番号 3 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 30 号整理番号 3 番を原案のとおり決定い</p>

会長	<p>たします。以上で議案第 30 号整理番号 3 番の審議を終わります。 10 番委員の入場を求めます。 (10 番委員の入場)</p> <p>《議案第 31 号 空き家に付属した農地の指定について》</p> <p>次に、議案第 31 号「空き家に付属した農地の指定」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 ページをお願いします。この案件につきましては、8 月に申請がなされましたが、平戸市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に合致しなかったため、先月の総会において追加議案として提案後、承認頂きました附則の改正により今回ご審議いただくものです。</p> <p>指定を行なう農地地目は畑 2,140 m²、外 1 筆、計 2,720 m²、土地の所有者については記載のとおりです。現地調査は、8 月 19 日、現況としては遊休農地の状態でした。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 31 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 31 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 32 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 32 号「第 5 回 非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案内容説明の前に、8 月の総会において土地改良区内の農地にかかる非農地の判断について農地法上では非農地とできるとしながらも土地改良区の影響はどうなるのかとの問題点がありました。</p> <p>その後、生月地区の土地改良区の理事長と協議を行ない、また、県農業会議及び他市の状況を聞き合わせたところ、土地改良区内の農地については、非農地の申出を受付けていない若しくは受け付けるとするなら土地改良区からの脱退に関し同意を得ていることを条件として</p>

事務局	<p>いる。ということでありました。以上、まずもって報告します。</p> <p>また、今回の議案の1つに私が申請者に対し、連絡が不十分であったために、申請者へご迷惑をかけていることを報告いたしますとともに。今後、このようなことがないように注意します。</p> <p>なお、申請者におかれましては、改良区との話し、同意を貰うようにするとのことであり同意書の提出があり次第、許可を行なうことで承認を頂きたいと思っております。</p> <p>それでは、議案書6ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番。申出人は記載のとおりです。申出地目は田で、1,110㎡、外1筆、計1,960㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。なお、この案件につきましては8月総会の折り、土地改良区からの同意を得ていないとのことで、継続審議とした案件です。</p> <p>次に、整理番号2番。申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出地目は畑、350㎡、外2筆、計1,225㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に、整理番号3番。申出人は記載のとおりです。申出地目は畑、1,643㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号4番。申出人は記載のとおりです。申出地目は畑、1,141㎡、外1筆、計1,782㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。なお、10月に上申農用地除外等の変更手続きを行なうようにしており、畑灌漑排水設備等についてはそのまま利用するとのことでした。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。なお、整理番号1番は継続審議分でありますので補足説明を省略し整理番号2番からお願いいたします。</p>
委員	<p>整理番号2番の補足説明を行ないます。9月17日午前11時30分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。申請地の1箇所は道路そばではありましたが、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>また、他の2箇所については、道路から入ったところではありましたが、従前より耕作は行なわれておらず、竹などが生い茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

委員	<p>整理番号3番の補足説明を行ないます。</p> <p>9月17日午前9時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は道路そばではありましたが、農業用機械が進入できるような道はなく、人が通れるだけの道でした。また、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>整理番号4番の補足説明を行ないます。</p> <p>9月17日午前10時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、進入路もよくわからない状態でありました。また、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員	<p>整理番号4番についてお聞きしますが、聞くところでは今後この申請農地に畜舎建設予定だと聞きました。その畜舎誘致について地元も異論はないところですが、ここの申請農地は畑灌の第1種農地であることから、非農地化した後、畜舎建設し農地にするといった手続きが妥当と思えません。また、土地改良区の一員として当該申請地の利用がどのようになるかが心配です。</p> <p>このようなケースを認めると、農業委員会は農業振興のための事業ともわからない状況で、将来農地となる農地を非農地と決定し、その後畜舎建設計画を認定し再び農地に戻すといった、わかりづらい審査を行うこととなります。この点についてはいかがなものでしょうか。</p> <p>つまりは、第5条申請で明確な事業計画のもと農地転用の手続きが良いのではないかとということです。</p>
会長	<p>事務局はこの点で何か情報があれば皆さんに報告してください。</p>
事務局	<p>申請者及び今後事業を行う事業者から、委員のご指摘のとおり、今後畜舎建設予定であることを聞いていました。ただし、まだまだ青写</p>

事務局	<p>真の段階で、事業費、施設規模、建設時期等については不透明な状況にあり、5条申請は困難だとのことでした。</p> <p>また申請者からは、地元農業振興の一助になればとの思いで農地提供を快諾されており、概ね事業者との用地売買の合意されたことから、まずは非農地化し、事業者が用地購入のための申請手続きを開始したと聞いております。</p>
事務局長	<p>整理番号1番の件も類似案件でありますので、先月からの顛末を添付資料で説明させていただきます。</p> <p>8月総会前からの経過となりますが、8月16日現地確認におきまして委員から申請者に対して、前例があるので土地改良区の同意を得ることと指導しましたが、総会当日までにその事実関係がわかりませんでしたので、現地在非農地であるものの土地改良区脱退の同意が確認できないので継続審議としました。これまでは皆さんご承知のことと思います。</p> <p>次に、各市の状況につきまして9月10日に県常設審議委員会の折りに確認しましたところ、佐世保市等は、土地改良区内は周辺地であっても非農地認可はしない。またそれ以外の市町では、土地改良区の脱退同意が条件であるとのことでした。結果、市町の多くは条件付認定または申請を受け付けないとのことでした。</p> <p>これを受け、本市におきましても他市の例に倣い、本日総会において農振農用区域（土地改良区）農地の非農地通知申出については、組織の脱退同意書の添付を前提とした申請受付ということで、今後運用させていただきたいとの提案です。</p> <p>また、整理番号1番の件につきましては運用規定前ということもあり申請書受理しています。申請農地が原野山林化していることの確認は既にしていただいておりますので、土地改良区の脱退同意書を農業委員会に提出していただいた時点で承認し、直近の総会で報告することで議案処理させていただきたく合わせて提案させていただきます。</p>
委員	<p>事務局長からの運用規定の見直し提案がありましたが、整理番号4番の現地調査の折りには、その件について担当は何も触れていなかったが。</p>
事務局	<p>運用規定の見直しについては承知していました。申請者からは「非農地認定後も畑灌加入を継続し脱退しない。」とのこと聞いておりましたので、現地調査の現状説明は不要と判断したところでした。</p>

委員	<p>整理番号4番の件については、先ほどから発言しているように、農地を非農地化し、その後畜舎建設といった手続きを農業委員会として認めるべきでないと思います。</p> <p>畑灌区域内的の農地であることから、畜舎建設し畑灌設備も利用するといった意思や農業振興策の一環で農地利用することを確認することが重要です。このことから、今回の申請を却下し、事業計画が明確になる時期に第5条申請を出していただき、事業内容を含めた建設的な審議をもって許否を決定すべき案件であると思います。</p>
会長	<p>他に質疑がないようですので議論を終結します。まず、2番3番については特に意見がありませんでしたので原案可決とします。</p> <p>整理番号4番については、4番委員から提案がありましたように、申請手続き等の経過をお聞きしますと、私も、農地法の趣旨といった視点からも非農地申出ではなく、農地転用での審議が必要であると思います。委員の皆さんいかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認めます。議案32号2番、3番については原案可決、次に整理番号4番については申し出を却下することとします。</p> <p>ただし、事務局は今回の審議結果について、その経緯及び再審議の考え方等について申請者に丁寧に説明していただき、しかるべき時期に農地転用手続きを持って申請いただくよう依頼方よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、事務局長から提案がありました整理番号1番及び運用規定の見直しにつきまして質疑はございませんか。</p>
委員	<p>私もこの件について本人土地改良区に確認しましたが、そのような申出がないこと、現時点で申請者から申出があっても脱退同意について許可できないだろうとのことでした。</p>
委員	<p>事務局長から提案がありました。現地確認で申請農地が非農地化していることは確認しています。私が現地確認のときに脱退の同意を取るよう指導しておりますので、改良区の判断にお任せし改良区の同意があった場合は、経過を考慮した特例措置として会長専決及び総会報告の手続きで承認することによいと思います。</p> <p>また、運用規定の見直しについても土地改良区の持続的な運営が担保できる間は必要な措置であると思います。</p>

<p>会長</p>	<p>他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 32 号整理番号 1 番については、本日審議では許可しない。</p> <p>ただし、今後、当該土地改良区からの脱退同意について会長が確認した時点で、再申請手続きを経ることなく許可手続きを速やかに行うとのことでよろしいですか。</p> <p>加えて、事務局提案があった、運用規定の見直しについては、「当分の間、土地改良区内の非農地申出の際に改良区脱退の同意書提出を申請条件とする」ことでよろしいですか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認めます。整理番号 4 番については、審議が長引いたこと、各市の取扱状況を踏まえた運用規定の見直しについて丁寧に説明し理解を求めてください。以上です。</p> <p>《議案第 33 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p> <p>次に、議案第 33 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 7 ページから 7 の 11 までとなります。それでは説明いたします。今回は、度島地区を対象に発出を行ないますが、平成 26 年度から平成 30 年度までの利用状況調査の結果、B 分類となった農地について非農地通知を発出するために総会に提案し判断を求めるものになります。</p> <p>この非農地通知発出は平成 27 年度から計画的に行なっており、平成 29 年度が大島地区、生月地区、平成 30 年度が田平地区について発出いたしました。</p> <p>先ほど、議案としてありました非農地通知申出は本人からの申出とは違い、非農地通知の発出は、本人さんからの申出があつて非農地通知を出すのではなく、農業委員会の方から、「こちらの農地は農地法第 2 条第 1 項の農地ではないです。」という通知、いわゆる非農地通知を出す形になります。今年度は度島地区について非農地通知を発出するために総会に提案し、判断を求めることとなります。</p> <p>説明が長くなりましたが、議案書 7 - 1 ページ、整理番号 1 番、対象となる農地所在、所有者氏名については、農地台帳上の土地の管理者及び登記名義人を記載しております。把握年度、平成 29 年度としておりますが、把握年度の利用状況調査で B 分類となったものです。</p>

事務局	<p>現況確認日は平成 30 年度の利用状況調査の日付を掲載しています。農地・非農地の判断結果は非農地、備考は山林原野化しているとのことで山林原野としています。</p> <p>整理番号 2 番から 260 番まではご一読下さい。</p> <p>度島地区の発出筆数 260 筆、201,270 m²、対象者は 129 名となっております。</p> <p>以上、議案第 33 号につきましてご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>今後の非農地通知発出計画案の見てお願いがあるのですが、獅子・紐差地区ではパイロット事業で温州みかん栽培を行いました。この換地が来年度までの 3 年間で完了予定となっております。換地完了後には、固定資産税の関係もありますのでパイロット事業 2 工区、3 工区を優先的に実施してもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>この計画案につきましては予定でありますので、事業順を変えることは可能です。農林課と調整し前倒しができるのであれば今後そのように進めてまいります。</p>
会長	<p>他に質問はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 33 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 33 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 34 号 第 6 回農用地利用集積計画(案)について》 次に、議案第 34 号 第 6 回農用地利用集積計画(案)について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、賃借権に</p>

事務局

なります。

整理番号1番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目「畑」、面積3,965㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号2番については、ご一読ください。

合計、新規1件1筆3,965㎡、再設定1件3筆3,510㎡、合計2件4筆7,475㎡となっています。

つづきまして、9ページ下段をご覧ください。利用権設定各筆明細は、使用貸借権になります。

整理番号3番。所有権の移転を受ける者及び所有権を移転する者については、記載のとおりです。所有権の移転を設定する土地地目「田」、面積573㎡外6筆、計7,355㎡、設定内容は記載のとおりです。

整理番号4番から6番については、ご一読ください。新規3件10筆、面積11,200㎡、再設定1件7筆7,355㎡、合計4件17筆18,555㎡となっています。

つづきまして議案書10ページ上段をお願いします。

利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、賃借権になります。整理番号7番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地地目「田」、面積642㎡、なお、カッコ書き内の1,742㎡が一筆の面積であります。今回の賃借権の田の設定については642㎡分ということになります。設定する利用権については、記載のとおりです。

つづきまして議案書10ページ下段をお願いします。

利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、使用貸借権になります。

整理番号8番。利用権を設定地目「田」、面積1,100㎡、なお、カッコ書き内の1,742㎡が一筆の面積であります。今回の使用貸借権の田の設定については1,100㎡分ということになります。設定する利用権については、記載のとおりです。

なお、すでにお察しとおもいますが、整理番号7番及び8番については同一の一筆地について、今回別々に利用権設定をかけるものです。

集積計画案の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 34 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 34 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 35 号 第 6 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 35 号第 6 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 11 ページ上段をお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 642 m² なお、カッコ書き内の 1742 m²が一筆の面積であります。今回の貸借権の田の設定については 642 m²分ということになります。設定する利用権については、記載のとおりです。貸借権につきましては以上です。</p> <p>つづいて 12 ページ下段をお願いします。設定する利用権の種類については、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 2 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 1,100 m²、なお、カッコ書き内の 1742 m²が一筆の面積であります。今回の使用貸借権の田の設定については 1,100 m²分ということになります。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>なお、すでにお察しとおもいますが、整理番号 1 番及び 2 番については同一の一筆地について、今回別々に配分をかけるものです。</p> <p>整理番号 3 番についてはご一読下さい。</p> <p>合計、新規 2 件 2 筆、面積 2,419 m²となります。</p> <p>配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 35 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 34 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 6 閉会 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：12 時 00 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>4 番委員 _____ 印</p> <p>5 番委員 _____ 印</p>

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸

■最適化推進委員名簿

地区	番号	氏名
平戸北部	1	赤木重夫
	2	前原正行
	3	山口隆徳
	4	川口政基
平戸中部	5	松尾正幸
	6	濱崎保久
	7	永田順三
平戸南部	8	川口達次
	9	野元義和
	10	宮田克幸
生月地区	11	松本浩
	12	吉村和好
	13	富岡敏
田平地区	14	中村正利
	15	村尾昌彦
	16	森健雄
大島地区	17	山村茂巳
	18	末吉清彦